

商品概要説明書

特定健診特別金利定期貯金 スーパー定期貯金＜単利型＞

(2025 年 5 月 1 日現在)

商 品 名	・ 特定健診特別金利定期貯金
ご利用いただける方	・ 個人のみ ・ 下記①、②、③の条件をすべて満たしている当組合の組合員の方 ①4 市 1 町（岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）の 40 歳以上の方で、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方。 ②2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日の間に特定健診・健康診査を受診された方で、定期貯金の申込みをされた方。 ③新たなご資金（すでに当組合にお預けいただいている資金は対象外）で定期貯金を作成される方。
期 間	・ 定型方式 1 年（元利金自動継続）
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位	・ 一括預入（お一人様一回限り 分割受入不可） ※ご契約は通帳式定期貯金および総合口座定期貯金に限ります。 ※ＡＴＭおよびＪＡネットバンク（ＪＡバンクアプリ プラス含む）でのお預け入れは対象外となります。 ・ 10 万円以上 100 万円以下 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１） 適用金利 （２） 計算方法 （３） 税 金 （４） 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時のスーパー定期貯金店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税、 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・ 窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金の利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 2 0 %
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融担当部署（電話：０１２０－２９－３９２５）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融担当部署にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・証書式でのお取扱いはできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡいずみの